

医療保険課

1 国民健康保険事業

法改正に伴い、平成 30 年度から都道府県が国保保険者となった。都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることとなった。

しかしながら、本市では、平成 30 年度から赤字決算が続き、財政的に極めて厳しい状況であるため、令和 3 年 11 月に国民健康保険財政健全化計画を策定した。将来にわたり安定的な運営が可能となるよう、計画に基づき、財政の健全化を進める。

令和 6 年 12 月 2 日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことにより、健康保険証の新規発行が終了となり、資格確認書や資格情報のお知らせの交付を開始した。

(1) 国民健康保険被保険者

ア 加入の状況

(令和 7 年 3 月末現在)

市世帯数・市人口		国保加入数		国保加入率 (%)	
世帯	人口(人)	世帯	被保険者(人)	世帯	被保険者
34,983	72,738	9,197	13,539	26.29	18.61

イ 資格の異動

取得		喪失	
区分	被保険者(人)	区分	被保険者(人)
出生	29	死亡	107
転入	485	転出	420
他保離脱	1,841	他保加入	1,511
生活保護廃止	20	生活保護開始	48
後期離脱	0	後期加入	1,216
その他	275	その他	385
合計	2,650	合計	3,687

(2) 国民健康保険税

ア 税率及び賦課割合

税率・金額				賦課割合 (%)			
区分	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割	平等割	合計
医療分	7.5	32,000	21,000	47.6	37.0	15.4	100
後期分	3.0	13,000	8,000				
介護分	2.7	14,000	7,000				

イ 国民健康保険税調定額及び収入額

区分		調定額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	不納欠損額 (円)	徴収率 (%)
国民健康保険税合計		1,827,046,772	1,497,829,278	312,598,799	16,618,695	82.0
現年 課税分	計	1,512,860,300	1,421,726,309	90,784,591	349,400	94.0
	医療分	991,691,142	932,453,106	59,009,029	229,007	94.0
	介護分	127,657,762	119,236,823	8,391,418	29,521	93.4
	後期分	393,511,396	370,036,380	23,384,144	90,872	94.0
滞納 繰越分	計	314,186,472	76,102,969	221,814,208	16,269,295	24.2
	医療分	215,307,452	52,151,842	152,006,425	11,149,185	24.2
	介護分	25,684,387	6,221,418	18,132,955	1,330,014	24.2
	後期分	73,194,633	17,729,709	51,674,828	3,790,096	24.2

(3) 保険給付

ア 療養の給付

件数	日数	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担金(円)
262,781	332,944	6,940,445,002	5,123,303,908	1,603,309,997	213,831,097

※保険者負担金は、決算額から第三者納付金及び返納金等を控除している。

イ その他の給付

(7) 療養費

件数	費用額 (円)	保険者負担金 (円)	一部負担金 (円)	他法負担金(円)
7,038	56,515,698	41,745,090	13,330,265	1,440,343

※保険者負担金は、決算額から第三者納付金及び返納金等を控除している。

(i) 出産育児一時金・葬祭費

区分	件数	一件当たり助成額 (円)	支給額 (円)
出産育児一時金	22	500,000 (産科医療補償制度の適用 がない場合は 488,000)	10,810,730
葬祭費	94	50,000	4,700,000
合計	116		15,510,730

(7) 高額療養費

件数	支給額 (円)
17,466	847,249,759

※支給額は、決算額から第三者納付金等を控除している。

(エ) 高額介護合算療養費

件数	支給額 (円)
17	214,155

(4) 保健事業

疾病の早期発見と早期治療を目的として実施している町ぐるみ健診の特定健診受診率を向上させるため、特定健診受診料を昨年度に引き続き無料とした。令和6年度の新規取組として、特定健診受診インセンティブとして、10月までに特定健診を集団健診で受診した者について、健康年齢通知を送付した。

特定健診未受診者に対しては、勧奨ハガキの送付、架電及びSMSにより受診勧奨を行った。

ア 特定健康診査

対象者(人)	受診者 (人)					受診率 (%)
	町ぐるみ 健診	人間ドック	みなし健診	事業所健診	計	
12,087	3,775 (集団 2,628 個別 1,147)	172	275	117	4,339	35.9

※年度内の国保資格異動者を含むため、法定報告の受診率とは異なる。

イ 人間ドック・脳ドック利用助成 (国保)

施設名	コース	助成金 (円)	件数	支給額 (円)
北播磨総合医療センター	日帰り	24,000	99	2,376,000
	1泊2日	40,000	20	800,000
	脳ドック	12,000	6	72,000
北播磨総合医療センター 以外の医療機関	日帰り	費用の1/2以内 限度額 12,000	54	648,000
	1泊2日	費用の1/2以内 限度額 20,000	0	0
	脳ドック	12,000	1	12,000
合計			180	3,908,000

ウ 三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定

低迷する町ぐるみ健診の受診率の向上を目的として、民間企業等の協力を得るために「三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定」を締結している。協定締結済の 9 事業者(団体)と受診啓発(「みっきい☆健康ミニフェスタ」の開催等)や情報連携に取り組んだ。

(三木市町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定締結企業等)

第一生命保険株式会社明石支社、生活協同組合コープこうべ第 4 地区本部、兵庫ヤクルト販売株式会社、兵庫県厚生農業協同組合連合会、吉川町商工会、三木市薬剤師会、マックスバリュ西日本株式会社、株式会社ケーエスケー、グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社兵庫工場

(5) 収納率向上対策

国民健康保険税の収納率向上を目指してペイジー口座振替、コンビニ収納、スマホ決済、クレジット決済など、納税しやすい環境を整えている。加えて、令和 6 年 4 月から納付書に地方税統一 QR コードを印字し、全国どこの金融機関(一部対象外あり。)でも納付できるようにした。

また、納め忘れのない口座振替を推進するため、口座振替となっていない世帯に対して口座振替申込の勧奨を行うとともに、「エフエムみっきい」でスポット CM 放送を行い、納税勧奨を行った。

(6) 三木市国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、国民健康保険法に基づき、三木市国民健康保険運営協議会を設置している。本年度は本協議会を 2 回開催した。委員は、三木市国民健康保険条例に基づき、17 名(被保険者を代表する委員 5 人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 人、公益を代表する委員 5 人、被用者保険等保険者を代表する委員 2 人)で構成している。

開 催 日	内 容	出席委員
R6. 8. 29	令和 5 年度国民健康保険事業報告及び決算見込について 令和 6 年度国民健康保険事業及び予算について	14 人
R7. 1. 23	令和 6 年度国民健康保険事業の運営状況について 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の決算見込について 令和 7 年度国民健康保険税率について 令和 7 年度国民健康保険事業(案)について 令和 7 年度国民健康保険事特別会計予算(案)について	14 人

2 後期高齢者医療保険事業

(1) 後期高齢者医療保険制度

老人保健制度に代わり、平成 20 年 4 月から開始された制度で、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と市が分担して事業を実施している。

広域連合は、被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付などを行い、市は、被保険者への保険証等の引き渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収などを行った。

令和 6 年 12 月 2 日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことにより、保険証の新規発行が終了となり、資格確認書の交付を開始した。

また、被保険者の疾病の早期発見、健康保持の増進を図るため、人間ドック等の利用者に費用の一部を助成した。

ア 被保険者の資格

対象者は、75 歳以上の者又は広域連合から認定を受けた 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがある者

イ 被保険者の状況

(令和 7 年 3 月末現在)

市人口 (人)	後期高齢者医療被保険者数 (内、障害認定) (人)	窓口負担割合(人)	加入率 (%)
72, 738	15, 570 (89)	1 割 11, 029 2 割 3, 604 3 割 937	21. 41

ウ 資格の異動

取得		喪失	
区分	被保険者（人）	区分	被保険者（人）
年齢到達	1,435	死亡	849
転入（県外）	29	転出（県外）	26
転入（県内）	64	転出（県内）	89
生活保護廃止	7	生活保護開始	26
障害認定	13	障害認定の撤回	1
合計	1,548	合計	991

エ 申請の受付

区分	件数
再交付申請（12/1 まで）	309
基準収入額適用申請	0
限度額適用標準負担額減額認定申請（12/1 まで）	270
限度額適用認定申請（12/1 まで）	30
特定疾病申請	29
送付先変更登録	99
住所地特例届書	7
資格変更（氏名変更・転居）	112
資格確認書申請（任意記載事項含む。12/2 から）	130
マイナ保険証利用登録解除申請	17
葬祭費申請	862
高額療養費支給申請	1,344
高額療養費（外来年間合算）支給申請	9
高額介護合算療養費支給申請	907
療養費支給申請	1,872
保険料減免申請書	0
新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	0
合計	5,997

(2) 後期高齢者医療保険料

ア 保険料の算出

年額保険料（上限 80 万円）＝ 均等割額（被保険者一人あたり 52,791 円）

＋ 所得割額（総所得金額等－基礎控除額 43 万円）× 所得割率 11.24%

※令和 6 年度は激変緩和措置あり

イ 後期高齢者医療保険料調定額及び収入額

区分		調定額 （円）	収入済額 （円）	収入未済額 （円）	不納欠損額 （円）	徴収率 （%）
特別 徴収	現年分	877,905,696	877,905,696	0	0	100.0
	普通 徴収	522,505,720	516,906,120	5,599,600	0	98.9
	滞納繰越分	7,433,249	3,709,974	3,001,225	722,050	49.9
合計		1,407,844,665	1,398,521,790	8,600,825	722,050	99.3

(3) 人間ドック・脳ドック利用助成（後期高齢）

施設名	コース	助成金（円）	件数	支給額（円）
北播磨総合医療センター	日帰り	5,000	56	280,000
		6,000	9	54,000
	1泊2日	5,000	15	75,000
		6,000	1	6,000
	脳ドック	5,000	3	15,000

		6,000	0	0
北播磨総合医療センター 以外の医療機関	日帰り	5,000	26	130,000
		6,000	1	6,000
	1泊2日	5,000	0	0
		6,000	0	0
	脳ドック	5,000	1	5,000
		6,000	0	0
R5年度受診分	日帰り	9,000	2	18,000
合計			114	589,000

※住民税課税世帯：5,000円 住民税非課税世帯：6,000円

3 福祉医療事業

(1) 福祉医療

高齢期移行者、重度障害者、子ども、母子家庭等にかかる医療費について、一定の要件のもとに医療費の一部又は全部を助成した。令和6年7月から、子育て世代をさらに支援するため、高校生世代の子どもの入院医療費に加えて、通院医療費も無償化した。

ア 福祉医療費助成対象者

制度の種類	対象者	所得制限
高齢期移行	65歳から69歳	① 住民税非課税世帯で世帯全員に所得のない者 ② 住民税非課税世帯で年金収入と他の所得の合計額が80万円以下。ただし、要介護2以上であること。
重度障害者	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級の所持者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満
子ども	0歳児から高校生世代(18歳に達した年度末まで。ただし、高校生世代の通院医療費は令和6年7月から。)	
母子家庭等	母子家庭・父子家庭の母父、その児童並びに遺児(18歳に達した年度末まで。高等学校など在学习中の場合は、20歳到達月まで。)	児童扶養手当法に基づく所得制限あり
高齢重度障害者	後期高齢者医療制度に加入し、重度障害者医療と同要件の者	本人、配偶者、扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満

イ 福祉医療費助成内訳

区分	対象者数(人)	医療費支給額(円)
高齢期移行者医療	129	6,781,018
重度障害者医療	751	122,279,676
子ども医療	9,631	360,995,737
母子家庭等医療	188	9,593,906
高齢重度障害者医療	696	80,309,001
合計	11,395	579,959,338

4 保健事業

(1) みっきい☆シニア健康サポート事業(高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施)

健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう、地域の通いの場に医療専門職が出向き、フレイル予防の3つの柱（口腔と栄養、運動、社会参加）を中心に、疾病予防の観点からさめ細やかな支援を行う「みっきい☆シニア健康サポート事業」を令和5年度から開始した（兵庫県後期高齢者医療広域連合からの受託事業）。

今年度は、東部圏域（吉川・ロ吉川・細川地区）で、転倒による骨折予防を目的とした「いきいきコース」を実施した。また、東部圏域の次に高齢化率が高い南部圏域（志染・緑が丘・自由が丘・青山地区）では、「にこにこコース」を実施し、低栄養・口腔機能低下による体重や筋肉量の減少を予防するための健康教育を実施した。

ア スタッフ 保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士

イ 実施場所 サロン、みっきい☆いきいき体操自主教室、高齢者教室、イベント等

		いきいきコース	にこにこコース
		東部圏域	南部圏域
集団	健康教育	40 回	126 回
	参加人数	518 人	1,661 人
個別	健康相談	204 人	725 人
	糖尿病重症化予防支援	1 人	7 人

※東部圏域……吉川地区・ロ吉川地区・細川地区

南部圏域……志染地区・緑が丘地区・自由が丘地区・青山地区

※このほか、西部圏域で健康教育を1回、糖尿病重症化予防支援を3人に実施

(2) みっきい☆健康アプリ事業

18歳以上の市民を対象に、日々の健康づくり活動の取組をポイント制にし、スマートフォンで記録することでポイントを獲得し、集めたポイントを電子マネーに交換する三木版健康アプリ「みっきい☆健康アプリ」を令和4年10月から開始した。

令和6年度は、モバイルラリーを1コース新設し、令和6年10月から電子申請システムとの連携を開始した。

（みっきい☆健康アプリ 登録者数 7,939人（令和7年3月末時点））